

設計図書等に対する質問

工事記号 ST2
 委託名 長津川17号橋ほか1橋橋りょう補修設計委託

質問事項	回答
1. 現況構造を確認したいので、一般図や写真等の資料を開示していただけますでしょうか。	1. 橋梁台帳を提示します。
2. 損傷状況を確認したいので、過年度点検調書を開示していただけますでしょうか。	2. 提示します。
3. 対象橋梁の情報として橋梁台帳および点検調書を公表いただけますでしょうか。	3. 回答1および2のとおりです。
4. 「第11号内訳書分析・調査」にて、「コンクリートコア採取」「鉄筋探査」「中性化試験」「圧縮強度試験」の単価をそれぞれご教示願います。	4. 単価については公表しておりません。
5. 「第11号内訳書分析・調査」にて、「コンクリートコア採取」「鉄筋探査」「中性化試験」「圧縮強度試験」はそれぞれ一般管理費の対象外と考えてよろしいでしょうか。	5. 対象外ではありません。
6. 本委託内訳書の「旅費交通費」について、「設計業務等」と記載がありますが、積算上の区分は「土木設計業務」という認識でよろしいでしょうか。	6. お見込みのとおりです。
7. 本委託内訳書の「旅費交通費」、第12号内訳書「電子成果品作成費」、「その他原価」について、積算上の算定対象額となる項目は「直接人件費全額（本委託内訳書の「設計計画」～「打合せ」の合計額）」という認識でよろしいでしょうか。	7. 「旅費交通費」および「その他原価」については、お見込みのとおりです。第12号内訳書「電子成果品作成費」については見積単価を採用しております。
8. 本委託内訳書の「一般管理費等」について、積算上の算定対象外となる項目がある場合、その項目名を全てご教示いただけますでしょうか。	8. 算定対象外はありません。
9. 本委託内訳書の第11号内訳書「分析・調査」の「コンクリートコア採取」、「鉄筋探査」、「中性化試験」、「圧縮強度試験」について、積算上適用された「単価の引用図書（書籍名、頁数、図書上の項目名、割引等の補正率）」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。	9. 見積単価を採用しております。

<p>10. 本委託内訳書の第12号内訳書「電子成果品作成費」について、積上げ計上されている場合、積算上適用された「単価の引用図書（書籍名、頁数、図書上の項目名、割引等の補正率）」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>10. 回答9のとおりです。</p>
<p>11. 本委託内訳書の第1号単価表「設計計画」～第9号単価表「報告書作成」について、積算上適用された「歩掛の掲載図書（基準書名、頁数、基準書上の項目名）」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>11. 見積歩掛を採用しております。</p>
<p>12. 質疑事項11について、積算上適用された「補正条件」及び「補正率算出のために使用した数量」を全てご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>12. 見積により積算しているため、補正条件および補正率算出のために使用した数量はありません。</p>
<p>13. 本委託内訳書の第10号単価表「打合せ」について、積算上適用された「歩掛の掲載図書（基準書名、頁数、規格（土木設計業務等）」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>13. 設計業務等標準積算基準書の歩掛を採用しております。</p>
<p>14. 本案件について、見積歩掛を採用されている項目がある場合、その「項目名」及び「積算上採用された基準数量当り歩掛」を全てご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>14. 「打合せ」以外は見積歩掛を採用しております。採用した歩掛数量については開札前の公表はしていません。</p>
<p>15. 本案件について、見積単価を採用されている項目がある場合、その「項目名」及び「積算上採用された単価」を全てご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>15. 第11号内訳書の「コンクリートコア採取」、「鉄筋探査」、「中性化試験」、「圧縮強度試験」、第12号内訳書の「電子成果品作成費」は見積単価を採用しております。採用した単価については開札前の公表はしていません。</p>
<p>16. 本案件について、積算基準書に記載のない独自の補正率を採用されている項目がある場合、その「項目名」及び「積算上採用された独自の補正率」を全てご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>16. 見積により積算しているため、独自の補正率を採用した項目はありません。</p>
<p>17. しゅん工図、補修・補強工事の完成図、一般図等のCADデータはございますでしょうか。</p>	<p>17. しゅん工図等CADデータはありません。</p>
<p>18. 竣工資料が不明な場合、一般図の復元や構造図の作成のために、部材や構造寸法の現地計測が必要となり、本委託内訳書 第3号内訳書 現地調査に現地計測が加わることとなりますが、その場合は変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>18. 一般図の復元等、必要となった際、変更協議の対象といたします。</p>
<p>19. 損傷程度確認のため、過年度の橋梁点検結果の事前貸与や事前閲覧は可能でしょうか。</p>	<p>19. 回答2のとおりです。</p>